



2017年3月10日

各 位

会 社 名 株式会社 クラレ
代 表 者 名 取締役社長 伊藤 正明
コ ー ド 番 号 3405
上 場 取 引 所 東証第一部
問 合 せ 先 経営企画室
IR・広報部長 植垣 文雄
TEL(03) 6701-1070

公正取引委員会からの排除措置命令について

本日、当社は公正取引委員会から防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品の入札に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、下記のとおり排除措置命令を受けました。

当社は本件に関し公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請しており、今般これが認められたことから、課徴金の納付命令は受けておりません。

本件に関し、株主の皆様、お取引先の皆様をはじめとする関係者各位に多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社はこの度の命令を厳粛に受け止め、独占禁止法の遵守を含むコンプライアンス体制をより一層強化し、再発防止に全力で取り組むことで早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

防衛装備庁が発注する特定ビニロン製品に関し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を取りやめている旨を確認すること、今後同様の行為が行われないよう必要な措置をとること等を命じられました。

2. 当社の対応

当社は、昨年来、法令遵守徹底のトップメッセージの発信、独占禁止法の遵守指針の改訂、社外の専門家を招いた講習によるコンプライアンス意識の強化、就業規則の見直しや同業他社との接触ルールの整備等、独占禁止法コンプライアンス体制の一層の強化に努めております。今後もこれらの施策を継続的に実施し、再発防止の徹底を図ってまいります。

以上